国民年金保険料

納付が困難な方へ

平成26年7月以降の免除・若年者納付猶予の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日（火）から、平成26年7月～27年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した時に比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

免除申請は本人、配偶者および世帯主の平成25年中の所得により、日本年金機構が審査します。

若年者納付猶予は、30歳未満の方を対象とし、本人と配偶者の平成25年中の所得により審査します。

審査の対象となるすべての方の税申告が済んでいない場合、受け付けできません。また、審査対象となる方で平成26年1月2日以降江東区へ転入された方は、その方が平成26年1月1日現在居住していた市区町村で発行される平成26年度課税（非課税）証明書が必要です。

なお、失業を理由として免除申請・若年者納付猶予申請をされる場合は審査基準に特例がありますので、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の書類を、離職日がわかるようにコピーしてご用意ください。

受付は区民課年金係（区役所隣防災センター2階20番）、各出張所で行っています。年金手帳、年金保険料納付書など、基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。

また、免除・若年者納付猶予は申請日から2年1か月前以降分の申請ができますが、8月1日（金）以降は、平成26年6月以前分については出張所で受け付けできませんのでご注意ください。

問 区民課年金係 ☎（3647）1131

免除申請書の受付場所

申請日	免除申請を行う期間	区民課年金係	各出張所
7/1（火）～31（木）	平成25年6月分以前	○	×
	平成25年7月分～平成26年6月分	○	○
	平成26年7月分～平成27年6月分	○	○
8/1（金）以降	平成25年6月分以前	○	×
	平成25年7月分～平成26年6月分	○	×
	平成26年7月分～平成27年6月分	○	○

後期高齢者医療制度

自己負担1割・3割決定

平成26年度の住民税課税所得に基づき、8月1日（金）からの医療費の自己負担割合（1割または3割）が決まりました。今年度は保険証の一斉更新を行いますので、自己負担割合の変更のない方も含め、すべての加入者に新しい保険証を7月中に簡易書留でお送りします。

自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更となることがあります。

該当者は申請により1割負担に変更

課税所得が145万円以上の加入者がいる世帯では、その世帯の加入者の自己負担割合は全員3割となります。

ただし、次のいずれかに該当する方が申請により認定された場合は、1割に変更となります。1割になる可能性のある方には申請書をお送りしましたので、平成25年中の収入の証明となるものを添付し、医療保険課資格相談係（区役所2階7番）へ申請してください。

※申請書が届いた方すべてが認定されるとは限りません。

○同一世帯に加入者が1人のみで、その方の前年の収入額が383万円未満

○同一世帯に加入者が1人で、他に70～74歳の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

○同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入合計額が520万円未満

問 医療保険課資格相談係 ☎（3647）3167 FAX（3647）8443

ジェネリック医薬品

差額通知を送付

切り替えの参考にご活用を

7/9（水）発送

江東区国民健康保険加入者の中で高血圧や高脂血症、糖尿病などの生活習慣に関する薬の処方を受けている方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代がどのくらい軽減できるのかを試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。

必ずしもジェネリック医薬品へ切り替えなければならないものではありません。切り替えの参考として、ご活用ください。

平成26年度は、7月、11月、平成27年3月の3回お知らせする予定です。

※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬と同等の効能・効果を持つ後発医薬品です。開発コストが少ないため、新薬より安価です。そのため、ジェネリック医薬品を使えば、薬局の窓口で支払う金額も、医療保険が負担する医療費も安くなる場合があります。

変更を希望する際は、医師または薬剤師にご相談を

ジェネリック医薬品を利用したい場合は、医師から薬の説明を受けているときや、調剤薬局で薬剤師に処方せんを渡す際に「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えてください。

または、「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示してください。

［注意事項］

○新薬と同じ成分であっても、効き目や副作用等に個人差があります。

○すべての新薬に対しジェネリック医薬品があるわけではありません。

○医師の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

問 医療保険課医療保健係 ☎（3647）8516

全国消費実態調査を実施

亀戸・北砂・有明の世帯へ家計簿の記入を依頼

9月から11月にかけて、全国消費実態調査が実施されます。この調査は、主に家計簿（調査票）に日々の収入と支出を記入していただくことで、国民生活の実態を明らかにするものです。

集計された結果は行政機関の大切な基礎資料となるほか、民間企業における商品開発などにも活用されます。

7月以降、亀戸・北砂・有明にお住まいの対象世帯に調査の依頼を行います。ご回答いただいた内容は「統計法」により、厳重に保護されますので、安心してご記入ください。

問 地域振興課統計調査係 ☎（3647）4965

健康診査・各種検診

受診券が届いているかご確認を

一人一人が受診し、健康な体を守ろう

江東区健康診査・各種がん検診・おとなの歯科検診は6月21日から平成27年2月20日（金）まで実施しています。

対象となる方には、受診券シール（または無料クーポン券）を6月中旬にグリーンの封筒（おとなの歯科検診はうぐいす色）でお送りしました。転入された方など、お手元に届いていない場合はご連絡ください。

受診の際は受診券シール（または無料クーポン券）を区内の実施医療機関に提出してください。

胃がん・肺がんは申込制です。第1回（7・8・9月の区内で実施分）のはがき申込は締め切りました。8月の電話申込（市ヶ谷と飯田橋の検診機関で実施分）は受け付けています。

問 健康推進課健康づくり係 ☎（3647）9487 FAX（3615）7171

プールは楽しく快適に

ルールやマナーを守ってご利用を

本格的な夏の到来とともに、プールを利用する機会が増えてきます。感染症や事故を防ぐために、ルールやマナーを守ってプールを利用しましょう。

保健所では安心してプールを利用していただくために、施設の安全、衛生管理について定期的に監視指導を行っています。

［プールに入る前は］

○かぜや下痢気味などで体調が悪いときはプールの利用は控えましょう。

○トイレを済ませ、シャワーで全身を丁寧に洗いましょう。準備運動も忘れずに。

［プールでは］

○監視員の指示に従いましょう。

○排水口や循環水の吸込口付近では遊ばないようにしましょう。

○鼻をかんだり、つばを吐いたりするのはやめましょう。

○決められた場所以外での飲食はやめましょう。

［プールを出たあとは］

○目を洗い、うがいをして、シャワーで全身を十分に洗いましょう。

○耳の中の水をとりましょう。

○衛生上の観点からタオルの貸し借りは控えましょう。

問 生活衛生課環境衛生係 ☎（3647）5862